

令和 8 年度佐倉市役所食堂運営事業（行政財産使用許可）に係る公募型プロポーザルについての質問及び回答
（令和 8 年10月16日掲載分）

No.	質問	回答
1	運営にあたり、外国人労働者やスポットワークサービス等を活用してもよいのでしょうか？	可能です。 ただし、本業務の履行責任は選定された事業者（以下「事業者」）において負うものとし、業務従事者は再委託によらず、事業者の管理監督の下で従事するものとします。 なお、本業務の全部又は一部の再委託は認めません。
2	宴会を受注してアルコールを提供することは可能でしょうか？	アルコールは提供不可としています（別紙1 仕様・条件書p.3（4））。 なお、宴会とは異なりますが、現事業者において、土日を使用した市の婚活イベントを実施している例があります。
3	原状回復工事 仮に事業運営することになり、その後、事業終了に伴う退去の際の原状回復工事内容を知りたいです。専門業者の清掃が必要なのか？	原状回復の内容は、事業者が設置した設備、備品、看板その他の工作物等の撤去及び使用に伴い生じた汚損等の除去を基本とし、施設を使用開始前の状態に戻した上で返還していただくこととなります。 専門業者による清掃を一律に義務付けるものではありませんが、具体的な原状回復の範囲については、施設の使用状況、設置設備及び退去時の状況等を踏まえ、市と事業者で協議のうえ決定します。
4	提供メニューの価格 日替わり定食（600～650円程度を想定）とありますが、日替わり定食の最低限の価格を教えてください。	仕様書に記載している「日替わり定食（600～650円程度を想定）」は、現事業者の価格を踏まえ、市の想定額を記載しているものです。 「最低限の価格」については、本来、職員や市民にとって購入しやすい価格であることが望ましいと考えておりますので、その点を踏まえてご提案をいただきたいと考えております。 なお、参考までに、現事業者においては日替わり定食を650円（回数券利用の場合。通常価格700円）で提供しています（別紙1 仕様・条件書p.3（4））。 （【参考】市HPに毎月のメニュー掲載をしていますので、参考までにご確認いただければと思います。 https://www.city.sakura.lg.jp/soshiki/jinjika/sakurashiyakusyosyokudou/2487.html ）
5	弁当の配達 現在の弁当の配達の仕方、時間、販売のやり取りを教えてください。 同じやり方を実施しないといけないのかもご教示いただきたいです。	現事業者でのやり方としては次のようなものです。 ①受付時間 10時まで ②受付手段 電話・LINE ③配達と代金回収 12時までに従業員が各所属を配達・巡回 市としては弁当販売を利用する職員が一定程度いることから、弁当販売を必須要件にしております（別紙1 仕様・条件書p.3（4））。また、別紙1 仕様・条件書p.4冒頭の提案事項として、配達や会議弁当への対応可否について提案していただくものとしており、評価基準表に記載の評価項目の一部に「弁当・配達」の項目を設けております。 現事業者と同じやり方にこだわる必要はありませんが、職員の利便性を維持する観点から、弁当販売・配達への対応をご提案いただく仕様としている点について、ご理解いただけますと幸いです。